

介護保険制度の概要

だれもが介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望んでいます。本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また働きに出る女性も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護を社会全体で支える「介護保険制度」が平成12年4月1日にスタートしています。

介護制度あらし

いつ？	介護保険の給付は、保険証を持っているだけでは受けられません。 介護が必要になったら介護保険給付を申請 します。 受付開始 1999年10月1日から始まっています。
どこに？	住んでいる（住民票のある） 市町村の窓口または福祉事務所 に申請します。
誰が？	被保険者本人か家族が申請 します。 被保険者とは、第一号被保険者 65歳以上の方 第二号被保険者 40～64歳の方 （ 特定15疾病 により介護が必要な人） 本人、家族以外でも申請 ができます。 <指定代行機関> 身近な在宅介護支援センター（指定居宅介護支援事業所） デイサービスセンター（指定介護保険施設） 老人福祉施設 などに所属するケアマネージャーが代行して申請してくれます。
必要なものは？	保険証と申請書 介護保険証は、65歳になると本人に市町村から自動的に配布されます。 40～64歳で特定15疾患によって介護が必要な人は、保険申請時に市町村に申請して交付してもらいます。 申請書は市町村の窓口にあります。

申請が終わったら市町村からあなたの要介護度が認定されます。

特定15疾病一覧

1	初老期の痴呆	<ul style="list-style-type: none"> ・アルツハイマー ・ピック病 ・脳血管性痴呆 ・クロイツフェルト・ヤコブ病など
2	脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・脳出血 ・脳梗塞など
3	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	
4	パーキンソン病	
5	脊髄小脳変性症	
6	シャイ・ドレーガー症候群	
7	糖尿病性腎症	
	糖尿病性網膜症	
	糖尿病性精神障害	
8	閉塞性動脈硬化症	
9	慢性閉塞性肺疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・肺気腫 ・慢性気管支炎 ・気管支ぜんそく ・びまん性汎細気管支炎
10	両側の膝関節、または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	
11	慢性関節リウマチ	
12	後縦靭帯骨化症	
13	脊柱管狭窄症	
14	骨粗しょう症による骨折	
15	早老症（ウエルナー症候群）	

市町村の窓口や福祉事務所に介護保険の申請を行うと、申請者の心身の機能や状態について調査が行われ、その人が必要な介護量によって「要支援」「要介護1～5」の6段階に認定されます。要介護度の認定によって、介護サービスや施設へ支払われる保険の限度額が決まります。

要介護度の一覧

要介護度	心身の状態	
要支援	社会的支援が必要な状態	日常生活を送る能力は基本的にあるが、歩行などが不安定。浴槽の出入りなどに一部介護が必要。
要介護度 1	生活の一部に部分的な介護が必要な状態	立ち上がる時や歩行が不安定。排泄や入浴などに、一部または全介助が必要。
要介護度 2	中程度の介護が必要な状態	一人で立ち上がったり歩けないことが多い。排泄や入浴などに一部または全介助が必要。
要介護度 3	重度な介護が必要な状態	一人で立ち上がったり歩いたりできない。排泄や入浴、着替えなどに全介助が必要。
要介護度 4	最重度の介護が必要な状態	日常生活を送る能力がかなり低下。入浴や着替えの全介助、食事の時の一部介助が必要。
要介護度 5	過酷な介護が必要な状態	生活全般にわたって全面的な介助が必要。意志の伝達がほとんどできない場合が多い。
自立	以上にあてはまらない	

サービスの種類

介護保険で受けられるサービスは大別して6種類の在宅サービスと3種類の施設サービスです。

